

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
垂水区役所専用部 設備管理業務	R4.4.1	一般財団法人 神戸すまいまちづくり 公社	3,927,000	区役所専用設備である、空調設備、中央監視設備、電灯・電力設備に対する、運転操作と監視業務、設備維持管理業務、定期点検業務、官公庁等の検査・点検への立会い業務、及び、それらに付随する業務である。 左記業者は、当区役所が入居しているレバンテ垂水2番館のビル管理者であり、垂水文化センターや垂水図書館等の他の公益施設の専用設備管理業務も一体として行っていることから随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	垂水区総務部まちづくり課 (TEL: 708-5151)
公用車駐車場賃貸借契約	R4.4.1	一般財団法人 神戸すまいまちづくり 公社	2,112,000	区役所はレバンテ垂水2番館に入居し庁舎としており、独自の駐車場を有しないため2番館内の駐車場所所有者と賃貸借契約を締結するものである。 駐車場の契約においては、緊急時に素早い対応が求められること、効率的な車両の管理並びに職員等の利便性の観点から、事務所から徒歩の近接であること、1箇所に官用車及び来客等の車両がすべて駐車できる区画が確保できることが条件となる。 唯一条件を満たすレバンテ垂水2番館内駐車場にあっては、本件契約者が当該駐車場の唯一のオーナーで、唯一の契約相手であることから左記業者と随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	垂水区総務部まちづくり課 (TEL: 708-5151)
垂水区市民課明舞サービスコーナー証明書発行用キオスク端末の賃貸借契約及びマルチサービス基本契約	R4.4.1	(賃貸借契約) シャープファイナンス株式会社 (運用保守契約) シャープマーケティング ジャパン株式会社	1,136,520 (賃貸借)72,710円/月 (運用保守)22,000円/月	左記業者は、平成31年3月に本市の各区役所・支所・出張所導入時、また令和2年9月に各出張所(旧連絡所)導入時に経理契約で落札した業者であり、本市の証明発行事務に精通している。また、既存のデータの活用により初期コストも不要になり、同業他社に比べて安価となるため、随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	垂水区総務部市民課 (TEL: 708-5151)
参議院議員通常選挙 選挙公報配布業務	R4.6.24	垂水区連合婦人会	1,914,940	選挙公報は、候補者の政見等情報を得る重要な媒体の一つであり、公職選挙法や条例等で全ての有権者に選挙期日の2日前までに配布することが定められている。印刷物での各世帯への配布であるため、その製作には一定の時間を要し、選挙によっては、配布期間が非常に短期間とせざるを得ない場合がある。そのような状況の中で、迅速かつ確実に配布するには、日ごろから地域で活動しており、地域の情報に精通し、区域を正確に把握している地域団体である垂水区連合婦人会が望ましい。また、垂水区連合婦人会は、毎月発行の市広報紙の配布や、選挙公報配布業務を継続的かつ的確に遂行してきた実績を有している。一方、選挙に関する啓発も選挙管理委員会としての業務の一つであり、選挙公報配布という市民と接する貴重な機会をとらえ、この際に選挙の周知や棄権防止、投票の呼びかけなど、広域的に選挙啓発を推進することができるのは、平素より垂水区明るい選挙推進協議会の会長をはじめ推進委員、実行委員を担う垂水区連合婦人会が適切である。以上の理由により、垂水区連合婦人会に当該業務を委託するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	垂水区総務部まちづくり課 (TEL: 708-5151)
垂水区総合庁舎空調 調和機分解整備業務	R4.6.30	三菱重工冷熱 株式会社	17,354,700	区役所の空調機は、東洋製作所製造のものを設置しており、製造者しか知り得ない設計図書や図面が必要であり、これらの資料を所持していない他の業者では分解整備することは不可能である。左記業者は、当該機器を製造した株式会社東洋製作所を吸収合併しており、本業務の施工に必要な技術力を有し、取替部品を調達できるのは左記業者しかいない。よって上記業者と随意契約を締結するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	垂水区総務部まちづくり課 (TEL: 708-5151)